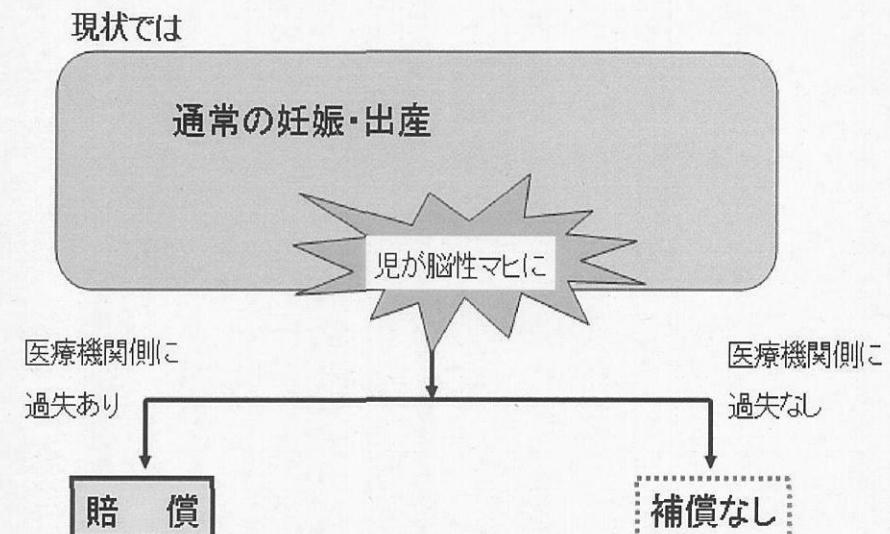


～産科医療補償制度について～

(自由民主党政務調査会・社会保障制度調査会・医療紛争処理のあり方検討会資料(平成18年11月29日)より)

産科医療における無過失補償制度の枠組みについて

- 分娩時の医療事故では、過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つ。
- 安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、
 - 1) 分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対して救済し、
 - 2) 紛争の早期解決を図るとともに、
 - 3) 事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図る仕組みを創設。
- 制度の運営主体は、日本医師会との連携の下に、「運営組織」を設置。
- 制度の加入者は、医療機関や助産所単位で加入。
- 保険料の負担と、これに伴う分娩費用の上昇した場合の対応
 - ・医療機関や助産所が、運営組織を通じて保険会社に保険料を支払う。
 - ・保険料の負担に伴い分娩費用が上昇した場合は、出産育児一時金での対応を検討。
- 補償額については、現段階では、〇千万円前後を想定。
- 国は、制度設計等に要する費用の支援を検討。



(医師賠償責任保険等による)